

路外駐車場設置等の届出に関する手引き

岡山市都市整備局都市・交通部市街地整備課

目 次

○路外駐車場の設置に関して	1
○届出手続きの流れ	3
○届出に必要な書類	4
○届出駐車場チェックリスト（様式第1号）	6
○路外駐車場設置（変更）届出書（様式第2号）	8
○路外駐車場設置（変更）届出書について（通知）（様式第3号）	10
○路外駐車場 休止・廃止・再開 届出書（様式第4号）	11
○管理規程変更届出書（様式第5号）	12
○特殊装置設置計画書	13
○路外駐車場工事完了届	14
○路外駐車場管理規定（例）	15

路外駐車場の設置に関して

1. 路外駐車場とは

道路の路面外に設置される自動車（自動二輪車を含む）の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの。

路外駐車場に該当するもの

(1) 時間貸駐車場

(2) 無料で不特定多数の人が利用できる駐車場

注：月極駐車場や専用駐車場は、一般公共の用に供されないため、路外駐車場には該当しません。

2. 構造及び設備の基準の適用範囲

路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積の合計が500平方メートル以上であるものの構造及び設備は、建築基準法その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準によらなければなりません。

駐車のために供する部分の面積とは

(1) 駐車スペース（車室）の面積

(2) 機械式の駐車場である場合は、パレット面積を、普通自動車用15平方メートル、小型自動車用12平方メートルとみなして算定することができる。

3. 設置の届出について

路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上であり、その利用について駐車料金を徴収するものを設置する者（以下「路外駐車場管理者」という）は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を岡山市長に届け出なければなりません。また、届け出ている事項を変更しようとするときも、変更の届出が必要となります。

4. 管理規程の届出について

路外駐車場設置の届出が必要な場合、路外駐車場管理者はあらかじめその業務の運営の基本となる管理規程を定め、路外駐車場の供用開始後10日以内に岡山市長に届け出なければなりません。また、管理規程に定めた事項を変更したときは、10日以内に、変更の届出が必要となります。

5. 休止・廃止・再開の届出について

路外駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廃止したときは、10日以内に、岡山市長に届け出なければなりません。現に休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開したときも、再開から10日以内に届出が必要となります。

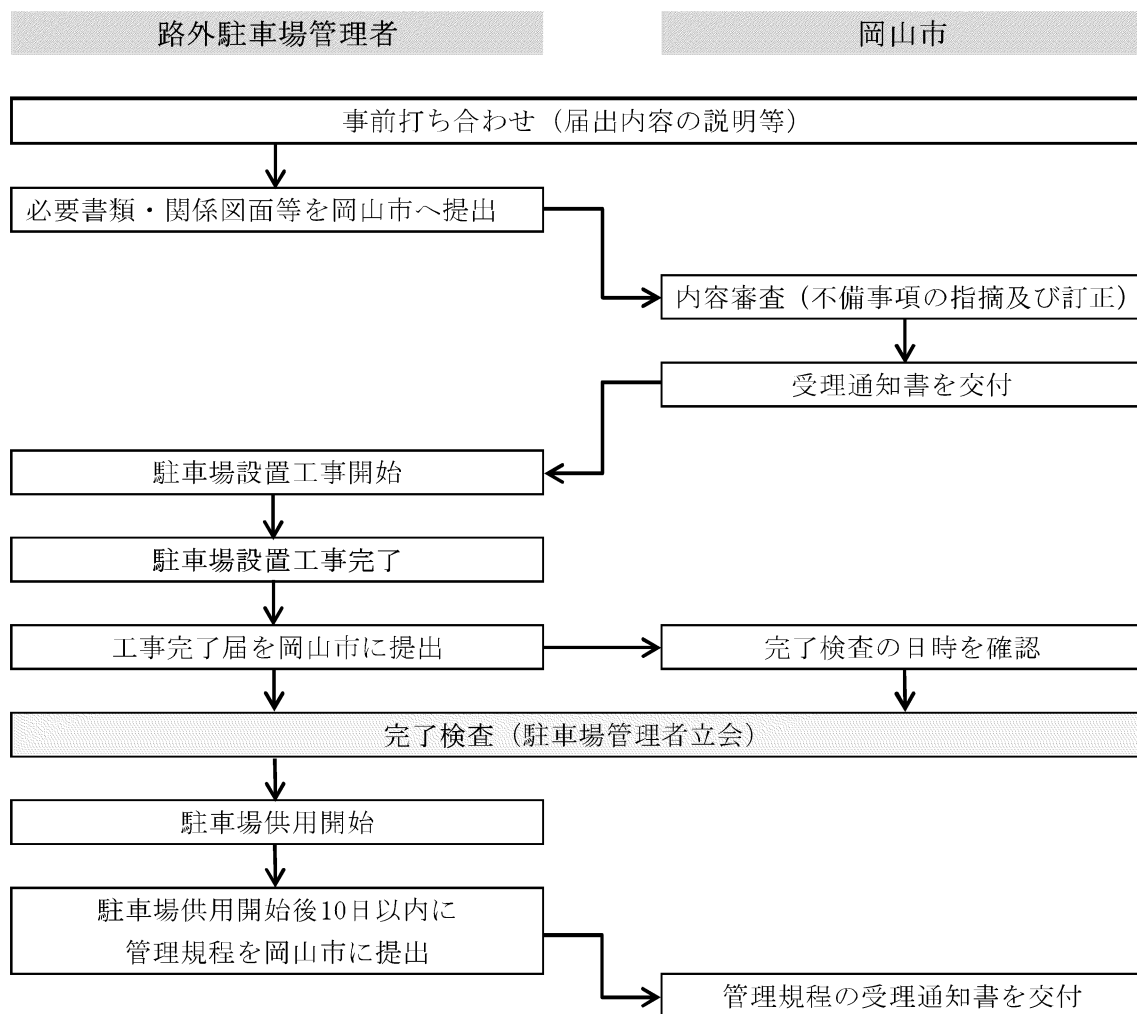
6. 変更の際に必要な届出

変更の内容	路外駐車場 設置変更届	管 理 規 程 変 更 届	備 考
路外駐車場の名称	○	○	
路外駐車場管理者の 氏名及び住所	○	○	路外駐車場管理者が法人の場合、 代表者のみの変更については届出不要
路外駐車場の供用時間、駐車 料金、供用契約に関する事項	—	○	
路外駐車場の 位置、規模、構造、設備	○	—	変更事項に係る図面等を添付
附帯業務のための施設	○	○	

7. 路外駐車場に関する根拠法令等

根拠法令	その他関係法令
・ 駐車場法 ・ 駐車場法施行令 ・ 駐車場法施行規則	・ 道路交通法 ・ 建築基準法 ・ 消防法 ・ 道路法 ・ 大規模小売店舗立地法 ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ・ 建築物における駐車施設の附置等に関する条例 ・ 建築物等の制限に関する条例 ・ 岡山市公害防止条例 ・ 岡山市福祉のまちづくり条例 ・ 岡山市屋外広告物条例 等

届出手続きの流れ



※1 路外駐車場の全部又は一部の供用を休止又は廃止したときは、10日以内に休止・廃止届（様式第4号）を提出して下さい。

※2 管理規程を変更したときは、10日以内に管理規程変更届（様式第5号）を提出して下さい。

届出に必要な書類

必 要 書 類		駐車場が 建築物の場合	駐車場が建築 物でない場合
(1) 路外駐車場を設置（変更）する場合			
1	路外駐車場設置（変更）届出書（様式第2号） （変更の場合、変更する事項を赤字で記入）	○	○
2	届出駐車場チェックリスト（様式第1号）	○	○
3	附近見取図 1/10000以上 (1) 方位・学校等の位置を記入	○	○
4	配置図・各階平面図 1/200以上 【次に掲げる事項を明記】 (1) 駐車場の区域、建築物で駐車場の用に供する部分の区域 (2) 周囲道路（交差点、横断歩道、バス停、駐車場出入口を設けている 前面道路の幅員等、駐車場法施行令第7条第1 項で定められているも のを記入。） (3) 出入口（出口部分に、出口から2メートル（特定自動二輪車の場合は 1.3メートル）後退した車路の中心線上1.4メートルの高さにおいて、 道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内に おいて、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。） (4) 車路 イ 車路動線を矢印で記入。 ロ 車路幅員を記入。 ハ 車路の路面標示を記入。 ニ 傾斜部には縦断勾配と路面の状態（仕上げ）を記入。 ホ 屈曲部には回転半径、軌跡を記入。 ヘ 特殊装置（機械式）の場合、前面空地の幅員、奥行を記入。 (5) 車室 イ 一般公共の用に供する車室 ロ その他の部分の車室（月極駐車場等） ・イ、ロの車室は着色し、それぞれ色分けをする。 ・イ、ロの一連番号を各階の車室に記入。 ・車室の寸法を記入。 ・建物に附置すべき駐車場の場合、附置で確保する車室を明記。 (6) 場内設備（事務所、料金徴収所、照明装置、警報装置、避難階段等）	○	○
5	立面図2面以上（有効換気開口部を赤実線で図示） 1/200以上	○	
6	断面図2面以上（各階別に車路及び車室のはり下高さを記入。） 1/200以上	○	
7	屈曲部の詳細図（軌跡と半径を明記） 1/200以上	○	
8	傾斜部（勾配）の詳細図 1/200以上	○	

9	次の項目について駐車場法施行令の技術的基準を満たしていることが分かる資料 車路、車室、避難階段、防火区画、換気装置、照明装置、警報装置	○	
10	場内看板図（供用時間、駐車料金等）	○	○
11	確認申請書（建築物）の写し	○	
12	特殊の装置（機械式駐車場）について 大臣認定書の写し、仕様及び構造図、特殊装置設置計画書	○	
13	駐車場法施行令第7条第2項を適用する出入口について 大臣認定書の写し、認定に関わる資料	○	○
14	駐車場管理規程（駐車場管理規程（例）を参照）	○	○
(2) 駐車場の工事が完了した場合			
1	路外駐車場工事完了届	○	○
2	工事完了写真	○	○
3	路外駐車場設置（変更）届出書（様式第2号）の写し	○	○
(3) 管理規程を変更する場合			
1	路外駐車場管理規程（変更）届出書	○	○
2	駐車場管理規程（駐車場管理規程（例）を参照）	○	○

注1:届出はそれぞれ正副2部必要です。

注2:代理者が届け出る場合、委任状が必要です。

(様式第1号)

届出駐車場チェックリスト

		年 月 日	
住 所 設 置 者 氏 名	電話番号：() -		
駐 車 場 名	設置場所	岡山市 区	
駐 車 形 態	機械式・自走式・平面・その他()※該当項目を○で囲むこと		
リスト作成者	電話番号：() -		

全ての駐車場

注：チェック欄は適合している場合は○を記入のこと

1 出入口を設置できない部分(令第7条第1項第1号)	チェック	審査
(1)交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル		
(2)交差点の側端又は道路のまがりかどから5メートル以内の部分		
(3)横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分		
(4)安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分		
(5)乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の部分		
(6)踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分		
(7)横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から5メートル以内の道路の部分		
(8)幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20メートル以内の部分		
(9)幅員が6メートル未満の道路、縦断勾配が10%を越える道路、橋		
2 出入り口の安全(令第7条第1項第2～5号) ※出入り口を道路内に設ける場合は適用しない		
(1)2以上の前面道路がある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に出入口を設けること		
(2)駐車の用に供する面積が6,000平方メートル以上の場合、出入口を分離し、かつ、それらの間隔を道路に沿って10メートル以上とすること		
(3)自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをし、切取線の長さを1.5メートル以上とすること		
(4)出口から2メートル(特定自動二輪車の場合は1.3メートル)後退した車路中心線上1.4メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右それぞれ60度以上見通せること		
3 車 路(令第8条第2号)		
・交互通行の幅員5.5メートル以上、一方通行の幅員3.5メートル以上 (特定自動二輪車の場合は、それぞれ3.5メートル以上、2.25メートル以上)		

建築物である路外駐車場

注：大臣認定装置については、警報装置以外は適用除外

1 車路の構造(令第8条第3号)	チェック	審査
(1)はり下の高さは2.3メートル以上とすること		
(2)屈曲部は自動車を5メートル以上の内法半径で回転できること (特定自動二輪車の場合は、3.0メートル以上)		
(3)傾斜路の縦断勾配は17%を超えないこと		
(4)傾斜路の路面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる		
2 車室の構造(令第9条)		
・はり下の高さは2.1メートル以上とすること		
3 避難階段(令第10条)		
・直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に車室を設ける場合、建築基準法施行令第123条第1項若しくは第2項に規定する避難階段又はこれに代る設備を設置すること		
4 防火区画(令第11条)		
・給油所その他火災の危険のある施設を附置する場合、耐火構造の壁又は特定防火設備で区画すること		
5 換気装置(令第12条)		
・床面積1平方メートルにつき毎時14立方メートル以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けること。ただし、換気に有効な開口部の面積がその階の床面積の10分の1以上であるものは適用除外		
6 照明装置(令第13条)		
・車路の路面10ルツクス以上、車室の床面2ルツクス以上		
7 警報装置(令第14条)		
・出入口について警報装置(カーブミラー等も可)を設けること。ただし、出入口が別の場合、入口には不要		
8 確認申請の提出、審査の状況		
備 考		

管 理 規 程

記 載 事 項(法第13条第2項、規則第3条)	チェック	審査
(1)路外駐車場の名称		
(2)路外駐車場管理者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所)		
(3)路外駐車場の供用時間に関する事項(休業日、開始及び終了時刻)		
(4)駐車料金に関する事項(確定額)		
(5)路外駐車場の供用契約に関する事項(損害賠償に関する事項も含む)		
(6)路外駐車場の構造上駐車することができない自動車		
(7)路外駐車場の業務に附帯して行ふ燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要		
備 考		

路外駐車場設置（変更）届出書								
					年 月 日			
岡 山 市 長 殿			駐車場管理者の氏名又は名称及び住所					
駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。								
1 駐 車 場 の 名 称								
2 駐 車 場 の 位 置								
規 模	イ 駐車場の区域の面積		平方メートル					
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)		平方メートル					
	3	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	四輪車（注）専用	平方メートル (駐車台数 台)		
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
					四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台		
					小計	平方メートル		
					それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
						特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
						四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台	
						小計	平方メートル	
車路等の面積 (B)					平方メートル			
b 建築物でない部分					駐車の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
	特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)						
	四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台						
	小計	平方メートル						
	それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)					
		特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)					
		四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台					
		小計	平方メートル					
	車路等の面積 (D)		平方メートル					

3	規 模	駐車場の用に供する部分の面積の合計 (A+C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台	
					特定自動二輪車 駐車台数 台	
				小計	平方メートル	
				それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台
						特定自動二輪車 駐車台数 台
				小計	平方メートル	
4	イ 建築物である部分					
構造	ロ 建築物でない部分					
5	設 備	イ	a 特殊の装置の有無			
		特殊の装置	b 特殊の装置に係る 駐車場法施行令第15条の規定による 認定の概要	認 定 の 番 号		
			特殊の装置の名称等			
		ロ	それ以外の設備			
6	附帯業務のための施設					
7	従 業 員 概 数					
8	供用開始（予定）日					

(注)

道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。

備 考

- 一 路外駐車場変更届書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 三 3のロのa欄及びb欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車場の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 四 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車場の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 六 4のロ欄においては、車路及び駐車場の用に供する部分のみについて記載すること。
- 七 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 八 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による建設大臣の認定の番号を記載すること。
- 九 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。
- 十 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十一 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行ふ業務のための施設の概要を記載すること。

(様式第 3 号)

岡 市 整 第 号
年 月 日

様

岡山市長 大 森 雅 夫

路外駐車場設置(変更)届出書について (通知)

駐車場法第 1 2 条の規定に基づき、 年 月 日付で届出のあったことについて受理します。

同法第 1 2 条により、届け出ている事項を変更しようとするときはあらかじめ、市長に届け出ることが必要です。

また、同法第 1 4 条の規定により、路外駐車場の全部若しくは一部の供用を休止、廃止、又は、再開したときは 1 0 日以内に、市長に届け出ることが必要です。

なお、管理規程については、供用開始後 1 0 日以内に市長に届け出ることが必要です。

(様式第4号)

路外駐車場 休止・廃止・再開 届出書

年 月 日	
岡山市長 大 森 雅 夫 殿	
駐車場管理者の氏名又は名称及び住所	
駐車場法第14条の規定により、次のように届け出ます。	
1 駐車場の名称	
2 駐車場の位置	岡山市
3 休止の内容	・全部（休止面積 平方メートル／休止台数 台） ・一部（休止面積 平方メートル／休止台数 台） ・供用を休止する期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
4 廃止の内容	・全部（廃止面積 平方メートル／廃止台数 台） ・一部（廃止面積 平方メートル／廃止台数 台） ・供用を廃止する日 平成 年 月 日～平成 年 月 日
5 再開の内容	・全部（再開面積 平方メートル／再開台数 台） ・一部（再開面積 平方メートル／再開台数 台） ・供用を再開する日 平成 年 月 日～平成 年 月 日
6 理由	
7 備考	

注1：平面図を添付し各内容を明示すること。

注2：再開については管理規程（写）を添付してください。また、変更が伴う場合は路外
駐車場設置（変更）届出書を提出して下さい。

(様式第5号)

管 理 規 程 変 更 届 出 書

年 月 日	
岡山市長 大 森 雅 夫 殿	
駐車場管理者の氏名又は名称及び住所	
駐車場法第13条第4項の規定により、次のように届け出ます。	
1 駐車場の名称	
2 駐車場の位置	岡山市
3 変 更 の 事 項	名称・管理者住所氏名・供用時間・料金・その他 ()
4 変 更 の 内 容	
・ 変 更 前	
・ 変 更 後	
・ 変更理由	

駐車場管理担当者名：

電話番号： () ー

注：変更後の管理規程（写）を添付してください。

特殊装置設置計画書

年 月 日

岡山市長 殿

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

1. 駐車場の名称	
2. 駐車場の位置	
3. 特殊装置の名称等	
4. 特殊装置の認定番号	
5. 特殊装置の認定の有効期限	年 月 日
6. 特殊装置の設置予定日	年 月 日

注意) 設置予定日は、特殊装置の設置（据付等）に係る工事の着手予定日とする。
設置予定日が変更となる場合、変更が明らかになった時点で速やかに変更計画書を提出すること。
複数の装置が設置される場合は、装置ごとに計画書を提出すること。
認定の条件に適合していることがわかる図面、説明資料等を添付すること。

路 外 駐 車 場 工 事 完 了 届

年 月 日

岡 山 市 長 殿

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

駐 車 場 の 名 称	
駐 車 場 の 位 置	

添 付 資 料 工事完了写真
路外駐車場設置(変更)届出書（様式第2号）の写し

路外駐車場管理規程（例）

1 名称

***駐車場

所在地〇〇県〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号

2 駐車場管理者

(1) 所在地 〇〇県〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号

(2) 名称 ***駐車場株式会社

(3) 電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 (代表)

(4) 代表者 代表取締役社長 〇〇〇〇

第1章総則（第1条―第6条）

第2章利用（第7条―第13条）

第3章駐車料金及び算定等（第14条―第17条）

第4章引取りのない車両の措置（第18条―第21条）

第5章保管責任及び損害賠償（第22条―第26条）

第6章雑則（第27条）

第1章 総則

（通則）

第1条 本駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項は、この規程による。

（契約の成立）

第2条 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

（営業時間）

第3条 駐車場の営業時間は、毎日〇〇時から〇〇時までとする。

（時間制利用の利用期間）

第4条 駐車場の1回の利用（定期駐車券による利用を除く。）は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者（以下「管理者」という。）の判断によりこれを延長することができる。

（営業休止等）

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。

(1) 自然災害、火災、浸水、爆発施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合

(2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合

(3) 工事清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合

（駐車できる車両）

第6条 駐車場に駐車することのできる車両（自動二輪を含む。以下同じ。）は、積載物又は取付物を含めて長さ〇. 〇m、幅〇. 〇m、高さ〇. 〇m及び重量〇tを超えないものに限る。

第2章 利用

(駐車場の入出等)

第7条 車両が入庫するときは、入口管理事務所において駐車券の交付を受け、係員の指示する駐車位置に入庫するものとする。

2 車両が出庫するときは出口管理事務所において係員に駐車券を返納し駐車料金を納付し出庫するものとする。

3 定期駐車券による利用者（以下「定期駐車券利用者」という。）は、定期駐車券の確認を受けた後入出庫するものとする。

4 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

(駐車位置の変更)

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

(1) 徐行すること。

(2) 追い越しをしないこと。

(3) 出庫する車両の通行を優先すること。

(4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。

(5) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第10条 前条に掲げるものの他利用者は駐車場において次の事項を守らなければならない。

(1) 所定の位置以外で喫煙したり、火器を使用しないこと。

(2) 紙屑、ぼろ切れ、吸殻等のごみは各所定の容器に入れること。

(3) 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。

(4) 運転者は控室において飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。

(5) 場内において宿泊しないこと。

(6) 車両を洗浄し、修理する場合は所定の場所において行うこと。

(7) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。

(8) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。

(9) 場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対にしないこと。

(10) その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

(入庫拒否)

第11条 管理者は駐車場が満車である場合は受付を停止するほか次の場合には駐車を断り又は車両を退去させることができる。

(1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれがあるとき。

(2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき。

(3) 著しい騒音や臭気を発するとき。

(4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき。

(5) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(出庫拒否)

第12条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

(1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。

(2) 用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき、又は定期駐車券を提示しないとき。

(事故に対する措置)

第13条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 駐車料金及び算定等

(時間制駐車料金)

第14条 時間制駐車料金は、車両1台につき次の表のとおりとする。

時間区分	料金の額
普通時間 午前8時から午後11時まで	駐車時間30分(30分未満は30分に切り上げ) につき 金 円
夜間時間 午後11時から翌日の午前8時まで	駐車時間60分(60分未満は60分に切り上げ) につき 金 円

(消費税を含む)

(時間制駐車料金おける駐車時間)

第15条 時間制駐車料金を算出するための駐車時間(この条において「駐車時間」という。)は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。この場合駐車場内での洗車、修理、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

2 駐車時間が前条の普通時間区分又は夜間時間区分にまたがる部分については、入庫時の単位駐車料金で計算する。

(定期駐車券及び定期駐車料金)

第16条 定期駐車券を発行する場合には、利用者は管理者との間においてあらかじめ定期駐車契約を締結するものとする。ただし、定期駐車券の発行数については、駐車場の利用状況に応じて決定する。

(1) 料金

種 類	有 効 時 間	通用期間	料 金
全日定期駐車券	午前0時から午後12時まで	1ヶ月	円
昼間定期駐車券	午前8時から午後8時まで		円
夜間定期駐車券	午後6時から翌日午前8時まで		円

(消費税を含む)

(2) 定期駐車券による駐車場の利用等については、定期駐車契約で定めるもののほか、以下に定めるところによる。

① 定期駐車券は、他人に譲渡、転貸してはならない。

② 駐車場が満車であるときは、定期駐車券利用者に対して駐車を断ることがある。この場合、定期駐車料金の割戻しはしない。

③ 利用者は毎月15日までに翌月分の駐車料金を管理者に持参するか、その指定人に支

払わなければならない。

- ④ 定期駐車による利用者がその有効時間又は通用期間を超えて駐車した場合は、超過時間の駐車時間の算定は第14条の規定による。
- ⑤ 月の途中契約の場合は、その月の駐車料金は日割り計算とし、その月の分を前納する。また、月の途中解約の場合は、日割り計算した残額から所定の手数料を控除した額を返金する。ただし、第5条の規定に基づき営業休止をしたため、定期駐車券利用者が駐車することができない場合には、当該手数料は控除せずに返金する。
- ⑥ 定期駐車券利用者は、定期駐車契約において記載した車両の駐車目的以外に駐車場を利用してはならない。また、定期駐車券利用者が定期駐車契約において記載した車両を変更しようとする場合は、所定の変更届を事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。
- ⑦ 定期駐車券利用者が、駐車場で著しく秩序を乱し、管理上支障を来すおそれがある場合は、管理者は、定期駐車契約を解除することができる。

(不正利用者に対する割増金)

第17条 時間制利用者（定期駐車券利用者以外の利用者をいう。以下同じ。）が、所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは所定の駐車料金のほかに、その2倍相当額の割増金を収受する。

2 定期駐車券利用者が、次の方法により定期駐車券を不正使用した場合は、定期駐車券を無効として回収し、かつ所定の駐車料金の他に、不正使用に係る時間制駐車料金の2倍相当額の割増金を収受する。

- (1) 定期駐車契約において記載した車両以外の車両の駐車について定期駐車券を利用した場合
- (2) 券面の表示事項を塗り消し、又は改変した場合
- (3) 通用期間又は有効期間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合

第4章 引き取りのない車両の措置

(引取りの請求)

第18条 時間制利用者が予め管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害に

については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第19条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

(車両の移動)

第20条 管理者は、第18条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第21条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取ることを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3カ月を経過した後、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。

3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者へ返還するものとする。

第5章 保管責任及び損害賠償

(保管責任)

第22条 管理者は、利用者へ駐車券を渡したときから同券を回収するときまで（定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して車両入庫させたときから同券を確認して出庫させたときまで、車両の保管責任を負う。）

2 管理者は、出庫の際に駐車券を回収して（定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して）車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

(利用者に対する損害賠償責任)

第23条 管理者は、車両保管にあたり、第25条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第24条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

(免責事由)

第25条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
- (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
- (4) 第5条の規定による営業休止等の措置
- (5) 第13条の規定による措置

第26条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

第6章 雑則

(この規程に定めない事項)

第27条 この規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。